

東海第二発電所 ヒアリング資料	
資料番号	TK-1-002 改0
提出年月日	平成29年11月28日

平成29年11月28日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 工事計画認可補正の申請範囲

項目	第一回補正	第二回補正
【原子炉本体】	○	○
2 炉心	○	—
(1) 炉心形状, 格子形状, 燃料集合体数, 炉心有効高さ及び炉心等価直径	○	—
(2) 燃料材	○	—
(5) 炉心支持構造物	○	—
イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポート	○	—
a. 炉心シュラウド	○	—
b. シュラウドサポート	○	—
ロ 上部格子板	○	—
ハ 炉心支持板	○	—
ニ 燃料支持金具	○	—
a. 中央燃料支持金具	○	—
b. 周辺燃料支持金具	○	—
ホ 制御棒案内管	○	—
4 原子炉圧力容器	○	—
(1) 原子炉圧力容器本体及び監視試験片	○	—
a. 原子炉圧力容器	○	—
(2) 原子炉圧力容器支持構造物	○	—
イ 支持構造物	○	—
a. 原子炉圧力容器スカート	○	—
ロ 基礎ボルト	○	—
a. 原子炉圧力容器の基礎ボルト	○	—
(3) 原子炉圧力容器付属構造物	○	—
イ 原子炉圧力容器スタビライザ	○	—
a. スタビライザ(原子炉圧力容器～しゃへい壁間)	○	—
ロ 原子炉格納容器スタビライザ	○	—
a. スタビライザ(しゃへい壁～格納容器間)	○	—
ハ 中性子束計測ハウジング	○	—
a. 中性子計測ハウジング	○	—
ニ 制御棒駆動機構ハウジング	○	—
ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具	○	—
ト ジェットポンプ計測管貫通部シール	○	—
チ 差圧検出・ほう酸水注入配管	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 差圧検出・ほう酸水注入管(ティーよりN10ノズルまでの外管)	○	—
(4) 原子炉圧力容器内部構造物	○	—
イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジング	○	—
a. 蒸気乾燥器ユニット	○	—
b. 蒸気乾燥器ハウジング	○	—
ロ 気水分離器及びスタンドパイプ	○	—
a. 気水分離器	○	—
b. スタンドパイプ	○	—
ハ シュラウドヘッド	○	—
ニ ジェットポンプ	○	—
ホ スパージャ及び内部配管	○	—
a. 給水スパージャ	○	—
b. 高圧炉心スプレイスパージャ	○	—
c. 低圧炉心スプレイスパージャ	○	—
d. 残留熱除去系配管(原子炉圧力容器内部)	○	—
e. 高圧炉心スプレイ配管(原子炉圧力容器内部)	○	—
f. 低圧炉心スプレイ配管(原子炉圧力容器内部)	○	—
g. 差圧検出・ほう酸水注入管(原子炉圧力容器内部)	○	—
ヘ 中性子束計測案内管	○	—
a. 中性子計測案内管	○	—
5 原子炉本体の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 原子炉本体の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
6 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】	○	○
1 燃料取扱設備	○	—
(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器	○	—
a. 燃料取替機	○	—
b. 原子炉建屋クレーン	○	—
c. 使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン	○	—
3 使用済燃料貯蔵設備	○	—
(1) 使用済燃料貯蔵槽	○	—
a. 使用済燃料プール	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(2) 使用済燃料運搬用容器ピット	○	—
a. キャスクピット	○	—
(3) 使用済燃料貯蔵ラック	○	—
a. 使用済燃料貯蔵ラック	○	—
(5) 制御棒貯蔵ラック	○	—
a. 制御棒貯蔵ラック	○	—
(6) 制御棒貯蔵ハンガ	○	—
a. 制御棒貯蔵ハンガ	○	—
(7) 使用済燃料貯蔵用容器	○	—
a. 使用済燃料乾式貯蔵容器	○	—
b. 使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプII)	○	—
(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置	○	—
a. 使用済燃料プール温度	○	—
b. 使用済燃料プール水位	○	—
c. 使用済燃料プール温度(SA)	○	—
d. 使用済燃料プール水位・温度(SA広域)	○	—
4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	○	○
4.1 燃料プール冷却浄化系	○	○
(3) 容器	—	○
・常設	—	○
a. 燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器逆洗水受タンク	—	○
(5) スキマサージ槽	○	—
a. スキマサージタンク	○	—
(6) ろ過装置	—	○
・常設	—	○
a. 燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器	—	○
(8) 主配管	○	○
・常設	○	○
4.2 代替燃料プール注水系	○	—
(2) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設低圧代替注水系ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
(4) 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯蔵	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
(8) 主配管	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・常設	○	—
・可搬型	○	—
4.3 代替燃料プール冷却系	○	○
(1) 熱交換器	—	○
・常設	—	○
a. 代替燃料プール冷却系熱交換器	—	○
(2) ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 代替燃料プール冷却系ポンプ	—	○
(5) スキマサージ槽	○	—
a. スキマサージタンク	○	—
(8) 主配管	—	○
・常設	—	○
4.4 原子炉建屋放水設備	○	—
(2) ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
(8) 主配管	○	—
・可搬型	○	—
4.5 代替水源供給設備	○	—
(2) ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
(4) 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
(8) 主配管	○	—
・可搬型	○	—
5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	—
表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト	○	—
表2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
6 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○

項目	第一回補正	第二回補正
(5) 保安活動の改善	○	○
【原子炉冷却系統施設】	○	○
3 原子炉冷却材再循環設備	○	—
3.1 原子炉冷却材再循環系	○	—
(1) ポンプ	○	—
a. 再循環系ポンプ	○	—
(3) 主配管	○	—
4 原子炉冷却材の循環設備	○	—
4.1 主蒸気系	○	—
(3) 容器	○	—
a. 自動減圧機能用アキュムレータ	○	—
b. 逃がし安全弁制御用アキュムレータ	○	—
c. 主蒸気隔離弁制御用アキュムレータ	○	—
(5) 主蒸気流量制限器	○	—
a. 流出制限器	○	—
(6) 安全弁及び逃がし弁	○	—
a. 逃がし安全弁	○	—
(7) 主要弁	○	—
(8) 主配管	○	—
4.2 復水給水系	○	—
(7) 主要弁	○	—
(8) 主配管	○	—
4.3 復水脱塩系	—	○
(4) ろ過装置	—	○
a. 復水脱塩系脱塩器	—	○
b. 復水脱塩系陽イオン樹脂再生塔	—	○
c. 復水脱塩系陰イオン樹脂再生塔	—	○
d. 復水脱塩系樹脂貯槽	—	○
(8) 主配管	—	○
4.4 給水加熱器ドレン系	—	○
(8) 主配管	—	○
4.5 抽気系	—	○
(8) 主配管	—	○
4.6 主蒸気隔離弁漏えい抑制系	○	—
(8) 主配管	○	—
5 残留熱除去設備	○	—
5.1 残留熱除去系	○	—
(2) 熱交換器	○	—
・常設	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 残留熱除去系熱交換器	○	—
(3) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ポンプ	○	—
(5) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—
(6) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主要弁	○	—
・常設	○	—
(8) 主配管	○	—
・常設	○	—
5.2 格納容器圧力逃がし装置	○	—
(8) 主配管	○	—
・常設	○	—
5.3 耐圧強化ベント系	○	—
(8) 主配管	○	—
・常設	○	—
6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	○	—
6.1 高圧炉心スプレイ系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ポンプ	○	—
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(6) 主要弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
6.2 低圧炉心スプレイ系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 低圧炉心スプレイ系ポンプ	○	—
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 低圧炉心スプレイ系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(6) 主要弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
6.3 原子炉隔離時冷却系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉隔離時冷却系ポンプ	○	—
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉隔離時冷却系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
6.4 低圧注水系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ポンプ	○	—
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
6.5 ほう酸水注入系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水注入ポンプ	○	—
(2) 容器	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水貯蔵タンク	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・常設	○	—
6.6 高压代替注水系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設高压代替注水系ポンプ	○	—
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 高压炉心スプレイ系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
6.7 低压代替注水系	○	○
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設低压代替注水系ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
(3) 貯蔵槽	○	○
a. 代替淡水貯蔵	○	—
b. 西側淡水貯水設備	—	○
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	—
・常設	○	—
・可搬型	○	—
6.8 代替循環冷却系	○	○
(1) ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 代替循環冷却系ポンプ	—	○
(4) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—
(5) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(7) 主配管	○	○
・常設	○	○
6.9 代替水源供給設備	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(1) ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
(3) 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
(7) 主配管	○	—
・可搬型	○	—
7 原子炉冷却材補給設備	○	○
7.1 原子炉隔離時冷却系	○	—
(1) ポンプ	○	—
a. 原子炉隔離時冷却系ポンプ	○	—
(4) 主要弁	○	—
(5) 主配管	○	—
7.2 補給水系	—	○
(2) 容器	—	○
a. 復水貯蔵タンク	—	○
(4) 主配管	—	○
・常設	—	○
8 原子炉補機冷却設備	○	○
8.1 原子炉補機冷却系	○	○
(2) 熱交換器	—	○
・常設	—	○
a. 原子炉補機冷却系熱交換器	—	○
(7) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(9) 主配管	—	○
・常設	—	○
8.2 残留熱除去系海水系	○	—
(3) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系海水系ポンプ	○	—
(6) ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系海水系ストレーナ	○	—
(7) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(9) 主配管	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・常設	○	—
8.3 緊急用海水系	○	○
(3) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 緊急用海水ポンプ	○	—
(6) ろ過装置	—	○
・常設	—	○
a. 緊急用海水系ストレーナ	—	○
(7) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(9) 主配管	○	○
・常設	○	○
9 原子炉冷却材浄化設備	○	○
9.1 原子炉冷却材浄化系	○	○
(1) 熱交換器	—	○
a. 再生熱交換器	—	○
b. 非再生熱交換器	—	○
(3) ろ過装置	—	○
a. 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	—	○
(4) 安全弁及び逃がし弁	○	—
(5) 主要弁	○	—
(6) 主配管	○	○
11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト	○	—
表2 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の兼用設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
12 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【蒸気タービン】	○	○
1 蒸気タービン本体	—	○
(2) 車室, 円板, 隔板, 噴口, 翼, 車軸及び管	—	○
a. 蒸気タービンの管	—	○
(4) 復水器	—	○
イ 主復水器	—	○

項目	第一回補正	第二回補正
2 蒸気タービンの附属設備	—	○
(2) 熱交換器	—	○
a. 湿水分離器	—	○
(4) 管等	—	○
イ 主配管	—	○
a. 抽気系	—	○
b. 給水加熱器ドレン系	—	○
c. 復水系	—	○
d. 復水器空気抽出系	—	○
ロ 蒸気だめ, ドレンタンク	—	○
a. 湿水分離器ドレンタンク	—	○
3 蒸気タービンの基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	—
表1 蒸気タービンの主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
4 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【計測制御系統施設】	○	
1 制御方式及び制御方法	○	—
(1) 発電用原子炉の制御方式	○	—
(2) 発電用原子炉の制御方法	○	—
2 制御材	○	—
(1) 制御棒	○	—
(2) ほう酸水	○	—
3 制御材駆動装置	○	○
(1) 制御棒駆動機構	○	—
・常設	○	—
(2) 制御棒駆動水圧設備	○	○
(2.1) 制御棒駆動水圧系	○	○
ロ 容器	○	○
・常設	○	○
a. 水圧制御ユニットアキュムレータ	○	—
b. 水圧制御ユニット窒素容器	○	—
c. スクラム水排出容器	—	○
ニ 主要弁	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・常設	○	—
ホ 主配管	○	—
・常設	○	—
4 ほう酸水注入設備	○	—
4.1 ほう酸水注入系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水注入ポンプ	○	—
(2) 容器	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水貯蔵タンク	○	—
(3) 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
(5) 主配管	○	—
・常設	○	—
5 計測装置	○	○
(1) 起動領域計測装置及び出力領域計測装置	○	—
・常設	○	—
a. 起動領域計装	○	—
b. 出力領域計装	○	—
(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置	○	○
・常設	○	—
a. 主蒸気流量	○	—
b. 原子炉圧力容器温度	○	—
c. 高圧代替注水系系統流量	○	—
d. 低圧代替注水系原子炉注水流量	○	—
e. 代替循環冷却系原子炉注水流量	—	○
f. 代替循環冷却系ポンプ入口温度	—	○
g. 残留熱除去系熱交換器入口温度	○	—
h. 残留熱除去系熱交換器出口温度	○	—
i. 原子炉隔離時冷却系系統流量	○	—
j. 高圧炉心スプレイ系系統流量	○	—
k. 低圧炉心スプレイ系系統流量	○	—
l. 残留熱除去系系統流量	○	—
(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置	○	○
・常設	○	○
a. 原子炉圧力	—	○
b. 原子炉圧力(SA)	○	—
c. 原子炉水位	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
d. 原子炉水位(広帯域)	○	—
e. 原子炉水位(燃料域)	—	○
f. 原子炉水位(SA広帯域)	○	—
g. 原子炉水位(SA燃料域)	○	—
(4) 原子炉格納容器本体内の圧力, 温度, 酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置	○	○
・常設	○	○
a. ドライウエル圧力	—	○
b. サプレッション・チェンバ圧力	○	—
c. サプレッション・プール水温度	○	—
d. ドライウエル雰囲気温度	○	—
e. サプレッション・チェンバ雰囲気温度	○	—
f. 格納容器内水素濃度	○	—
g. 格納容器内水素濃度(SA)	○	—
h. 格納容器内酸素濃度	○	—
i. 格納容器内酸素濃度(SA)	○	—
j. 格納容器下部水温	○	—
(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置	○	○
・常設	○	○
a. 代替淡水貯槽水位	○	—
b. 西側淡水貯水設備水位	—	○
(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置	○	○
・常設	○	○
a. 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量	○	—
b. 低圧代替注水系格納容器下部注水流量	○	—
c. 代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	—	○
(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. サプレッション・プール水位	○	—
b. 格納容器下部水位	○	—
(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉建屋水素濃度	○	—
7 工学的安全施設等の起動信号の種類, 検出器の種類, 個数及び取付箇所, 工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件	○	—
7.1 自動減圧系	○	—
・常設	○	—
a. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	○	—
7.2 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	○	—
・常設	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 原子炉圧力高	○	—
b. 原子炉水位異常低	○	—
c. 手動スイッチ	○	—
7.3 ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉圧力高	○	—
b. 原子炉水位異常低	○	—
c. 原子炉再循環ポンプ遮断器手動スイッチ	○	—
d. 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ	○	—
7.4 過渡時自動減圧機能	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉水位異常低	○	—
b. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	○	—
8 制御用空気設備	○	○
8.1 窒素供給系	○	—
(5) 主配管	○	—
・常設	○	—
8.2 非常用窒素供給系	○	—
(2) 容器	○	—
・可搬型	○	—
a. 高圧窒素ポンベ	○	—
(3) 安全弁	○	—
・常設	○	—
(5) 主配管	○	—
・常設	○	—
8.3 非常用逃がし安全弁駆動系	—	○
(2) 容器	—	○
・可搬型	—	○
a. 高圧窒素ポンベ	—	○
(5) 主配管	—	○
・常設	—	○
10 計測制御系統施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 計測制御系統施設の主要設備リスト	○	—
表2 計測制御系統施設の兼用設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
11 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○

項目	第一回補正	第二回補正
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置	○	—
1 制御方式	○	—
2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	○	—
a. 中央制御室機能	○	—
b. 中央制御室外原子炉停止機能	○	—
【放射性廃棄物の廃棄施設】	○	○
1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備	—	○
1.2 固体廃棄物貯蔵タンク	—	○
(2) 容器	—	○
a. 使用済樹脂貯蔵タンク	—	○
b. クラッドスラリタンク	—	○
1.3 固体廃棄物貯蔵室	—	○
(6) 廃棄物貯蔵庫	—	○
a. 減容固化体貯蔵室	—	○
2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備	○	○
2.1 気体廃棄物処理系	—	○
(1) 熱交換器	—	○
a. 排ガス復水器	—	○
b. 排ガス前置除湿器	—	○
c. 排ガス後置冷却器	—	○
d. 再生ガス加熱器	—	○
(4) 容器	—	○
a. 排ガス再結合器	—	○
(8) ろ過装置	—	○
a. 排ガス気水分離器	—	○
b. 排ガス前置フィルタ	—	○
c. 気水分離器	—	○
d. 排ガス後置除湿器	—	○
e. 排ガスメッシュフィルタ	—	○
f. 排ガス活性炭ベッド	—	○
g. 再生ガスメッシュフィルタ	—	○
h. 再生ガス気水分離器	—	○
i. 再生ガス油分離器	—	○
j. 排ガスフィルタ	—	○
(10) 主配管	—	○
a. 管	—	○

項目	第一回補正	第二回補正
(a) 排ガス空気抽出器	—	○
(b) 排ガス消音器	—	○
(c) 再生ガス消音器	—	○
(d) 主配管	—	○
2.2 液体廃棄物処理系	—	○
2.2.1 機器ドレン処理系	—	○
(2) ポンプ	—	○
a. 廃棄物処理棟機器ドレンサンプポンプ	—	○
(4) 容器	—	○
a. 廃液収集タンク	—	○
b. サージタンク	—	○
c. 凝集装置供給タンク	—	○
d. 凝縮水サンプルタンク	—	○
e. 廃棄物処理建屋機器ドレンサンプタンク	—	○
f. 電磁ろ過器供給タンク	—	○
(8) ろ過装置	—	○
a. 電磁ろ過器	—	○
b. 超ろ過器	—	○
(9) 主要弁	—	○
(10) 主配管	—	○
2.2.2 床ドレン処理系	—	○
(2) ポンプ	—	○
a. 廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ	—	○
(4) 容器	—	○
a. 床ドレン収集タンク	—	○
b. 床ドレンサンプルタンク	—	○
(9) 主要弁	—	○
(10) 主配管	—	○
2.2.3 再生廃液処理系	—	○
(1) 熱交換器	—	○
a. 廃液濃縮器	—	○
b. 廃液濃縮器加熱器	—	○
(2) ポンプ	—	○
a. 廃棄物処理棟高電導度ドレンサンプポンプ	—	○
(4) 容器	—	○
a. 廃液中和タンク	—	○
b. 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプタンク	—	○
(10) 主配管	—	○

項目	第一回補正	第二回補正
2.3 固体廃棄物処理系	—	○
2.3.1 固体廃棄物処理系	—	○
(1) 熱交換器	—	○
a. 蒸気加熱器	—	○
b. タンクベント冷却器	—	○
(4) 容器	—	○
a. 廃液フィルタ逆洗水受タンク	—	○
b. 床ドレンフィルタ逆洗水受タンク	—	○
c. 廃液スラッジ貯蔵タンク	—	○
d. 床ドレンスラッジ貯蔵タンク	—	○
e. 濃縮廃液貯蔵タンク	—	○
f. 使用済樹脂貯蔵タンク	—	○
g. 使用済粉末樹脂貯蔵タンク	—	○
(10) 主配管	—	○
(14) 減容・固化設備に係る焼却装置, 熔融装置, 圧縮装置, アスファルト固化装置, セメント固化装置, ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	—	○
a. 減容機	—	○
2.3.2 使用済樹脂移送系	—	○
(10) 主配管	—	○
2.3.3 濃縮廃液減容固化系	—	○
(10) 主配管	—	○
(14) 減容・固化設備に係る焼却装置, 熔融装置, 圧縮装置, アスファルト固化装置, セメント固化装置, ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	—	○
a. 減容固化系乾燥機	—	○
b. 減容固化系ミストセパレータ	—	○
2.3.4 雑固体廃棄物焼却設備	—	○
(4) 容器	—	○
a. 雑固体廃棄物焼却設備廃油タンク	—	○
(10) 主配管	—	○
(14) 減容・固化設備に係る焼却装置, 熔融装置, 圧縮装置, アスファルト固化装置, セメント固化装置, ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	—	○
a. 焼却炉	—	○
2.3.5 雑固体減容処理設備	—	○
(10) 主配管	—	○
2.3.6 サイトバンカプール水浄化系	—	○
(8) ろ過装置	—	○
a. サイトバンカプール水浄化系プール水脱塩器	—	○
(10) 主配管	—	○
2.4 その他	○	—
(16) 排気筒	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 主排気筒	○	—
b. 非常用ガス処理系排気筒	○	—
5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	—	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
6 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【放射線管理施設】	○	○
1 放射線管理用計測装置	○	—
(1) プロセスモニタリング設備	○	—
イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. 主蒸気管放射線モニタ	○	—
ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. 格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)	○	—
b. 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)	○	—
ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ	○	—
b. フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)	○	—
c. フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)	○	—
d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	—
(2) エリアモニタリング設備	○	—
ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置	○	—
・可搬型	○	—
a. 緊急時対策所エリアモニタ	○	—
ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉建屋エリアモニタ(燃料取替フロア燃料プール)	○	—
b. 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)	○	—
c. 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)	○	—
(3) 固定式周辺モニタリング設備	○	—
a. モニタリング・ポスト(東海発電所と共用)	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(4) 移動式周辺モニタリング設備	○	—
a. 可搬型モニタリング・ポスト	○	—
b. β 線サーベイ・メータ	○	—
c. NaIシンチレーションサーベイ・メータ	○	—
d. ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	○	—
e. 電離箱サーベイ・メータ	○	—
f. 放射能観測車搭載機器(東海発電所と共用)	○	—
2 換気設備	○	○
2.1 中央制御室換気系	○	—
(3) 主配管	○	—
・常設	○	—
(4) 送風機	—	○
・常設	—	○
a. 中央制御室換気系空気調和機ファン	—	○
(5) 排風機	—	○
・常設	—	○
a. 中央制御室換気系フィルタ系ファン	—	○
(6) フィルター	○	—
・常設	○	—
a. 中央制御室換気系フィルタユニット	○	—
2.2 中央制御室待避室	○	—
(1) 容器	○	—
・可搬型	○	—
a. 中央制御室待避室空気ポンペ	○	—
(3) 主配管	○	—
・常設	○	—
2.3 緊急時対策所換気系	○	—
(1) 容器	○	—
・可搬型	○	—
a. 緊急時対策所加圧設備	○	—
(3) 主配管	○	—
・常設	○	—
(4) 送風機	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所非常用送風機	○	—
(6) フィルター	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所非常用フィルタ装置	○	—
2.4 第二弁操作室	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(1) 容器	○	—
・可搬型	○	—
a. 第二弁操作室空気ポンプ	○	—
(3) 主配管	○	—
・常設	○	—
3 生体遮蔽装置	—	○
a. 中央制御室遮蔽	—	○
b. 緊急時対策所遮蔽	—	○
c. 原子炉遮蔽壁	—	○
d. 中央制御室待避室遮蔽	—	○
4 放射線管理施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 放射線管理施設の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
5 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【原子炉格納施設】	○	
1 原子炉格納容器	○	—
(1) 原子炉格納容器本体	○	—
a. 原子炉格納容器	○	—
(2) 機器搬出入口	○	—
a. 機器搬入用ハッチ	○	—
(3) エアロック	○	—
a. 所員用エアロック	○	—
b. サプレッション・チェンバアクセスハッチ	○	—
(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部	○	—
a. 配管貫通部	○	—
(a) ベローズ付貫通部	○	—
(b) ベローズなし貫通部	○	—
(c) 二重管型	○	—
(d) 計装用	○	—
b. 電気配線貫通部	○	—
2 原子炉建屋	○	—
(1) 原子炉建屋原子炉棟	○	—
a. 原子炉建屋原子炉棟	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(2) 機器搬出入口	○	—
a. 原子炉建屋大物搬入口	○	—
(3) エアロック	○	—
a. 原子炉建屋エアロック	○	—
(4) 原子炉建屋基礎スラブ	○	—
a. 原子炉建屋基礎盤	○	—
3 圧力低減設備その他の安全設備	○	—
(1) 真空破壊装置	○	—
a. 真空破壊弁	○	—
(2) ダイヤフラムフロア	○	—
(4) ベント管	○	—
(6) 原子炉格納容器安全設備	○	—
(6.1) 格納容器スプレイヘッド	○	—
又 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.2) 格納容器スプレイ冷却系	○	—
口 熱交換器	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系熱交換器	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ポンプ	○	—
ト ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
又 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.3) サプレッション・プール冷却系	○	—
口 熱交換器	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系熱交換器	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ポンプ	○	—
ト ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.4) 代替格納容器スプレイ冷却系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設低圧代替注水系ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
ヘ 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
・可搬型	○	—
(6.5) 代替循環冷却系	○	—
ロ 熱交換器	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系熱交換器	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 代替循環冷却系ポンプ	○	—
ト ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 残留熱除去系ストレーナ	○	—
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.6) 格納容器下部注水系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設低圧代替注水系ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
ヘ 貯蔵槽	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
・可搬型	○	—
(6.7) 原子炉隔離時冷却系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉隔離時冷却系ポンプ	○	—
ト ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 原子炉隔離時冷却系ストレーナ	○	—
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.8) 高圧代替注水系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設高圧代替注水系ポンプ	○	—
ト ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.9) 低圧代替注水系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 常設低圧代替注水系ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
ヘ 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・可搬型	○	—
(6.10) ほう酸水注入系	○	—
ハ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水注入ポンプ	○	—
ホ 容器	○	—
・常設	○	—
a. ほう酸水貯蔵タンク	○	—
チ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ヌ 主配管	○	—
・常設	○	—
(6.11) 原子炉建屋放水設備	○	—
ハ ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
ヌ 主配管	○	—
・可搬型	○	—
(6.12) 代替水源供給設備	○	—
ハ ポンプ	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替注水大型ポンプ	○	—
b. 可搬型代替注水中型ポンプ	○	—
ヘ 貯蔵槽	○	—
a. 代替淡水貯槽	○	—
b. 西側淡水貯水設備	○	—
ヌ 主配管	○	—
・可搬型	○	—
(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	○	—
(7.1) 原子炉建屋ガス処理系	○	—
(7.1.1) 非常用ガス再循環系	○	—
ヌ 主要弁	○	—
・常設	○	—
ル 主配管	○	—
・常設	○	—
ヨ 排風機	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ガス再循環系排風機	○	—
タ フィルター	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
・常設	○	—
a. 非常用ガス再循環系フィルタトレイン	○	—
(7.1.2) 非常用ガス処理系	○	—
又 主要弁	○	—
・常設	○	—
ル 主配管	○	—
・常設	○	—
ヨ 排風機	—	○
・常設	—	○
a. 非常用ガス処理系排風機	—	○
タ フィルター	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ガス処理系フィルタトレイン	○	—
(7.2) 可燃性ガス濃度制御系	○	—
ホ 加熱器	○	—
・常設	○	—
a. 可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	○	—
リ 安全弁及び逃がし弁	○	—
・常設	○	—
ル 主配管	○	—
・常設	○	—
ヲ プロウ	○	—
・常設	○	—
a. 可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロウ	○	—
ワ 再結合装置	○	—
・常設	○	—
a. 可燃性ガス濃度制御系再結合装置	○	—
(7.3) 水素濃度抑制系	○	—
ワ 再結合装置	○	—
・常設	○	—
a. 静的触媒式水素再結合器	○	—
(7.4) 主蒸気隔離弁漏えい抑制系	○	—
へ 容器	○	—
・常設	○	—
a. 低圧マニホールド	○	—
ル 主配管	○	—
・常設	○	—
ヲ プロウ	○	—
・常設	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
a. 主蒸気隔離弁漏えい抑制系ブロワ	○	—
(8) 原子炉格納容器調気設備	○	○
(8.1) 不活性ガス系	○	○
ニ 主要弁	—	○
・常設	—	○
ホ 主配管	○	—
・常設	○	—
(8.2) 窒素ガス代替注入系	—	○
ホ 主配管	—	○
・常設	—	○
・可搬型	—	○
(9) 圧力逃がし装置	○	—
(9.1) 格納容器圧力逃がし装置	○	—
ハ 圧力開放板	○	—
ニ 主配管	○	—
・常設	○	○
・可搬型	○	—
ヘ フィルター	○	—
・常設	○	—
a. フィルタ装置	○	—
(9.2) 代替水源供給設備	○	—
ニ 主配管	○	—
・可搬型	○	—
4 原子炉格納施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 原子炉格納施設の主要設備リスト	○	—
表2 原子炉格納施設の兼用設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
5 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
【その他発電用原子炉の附属施設】	○	○
1 非常用電源設備	○	—
1 常用電源設備との切替方法	○	—
1.1 非常用ディーゼル発電装置	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
1.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	—
1.3 常設代替高圧電源装置	○	—
a. 常設代替高圧電源装置	○	—
1.4 緊急時対策所用発電機	○	—
a. 緊急時対策所用発電機	○	—
1.5 可搬型代替低圧電源車	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車	○	—
2 非常用発電装置	○	○
2.1 非常用ディーゼル発電装置	○	○
(2) 内燃機関	○	—
イ 機関及び過給機	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機内燃機関	○	—
ロ 調速装置及び非常調速装置	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機調速装置	○	—
b. 非常用ディーゼル発電機非常調速装置	○	—
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ	○	—
ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備	○	—
1 空気だめ	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機空気だめ	○	—
2 空気だめの安全弁	○	—
・常設	○	—
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク	○	—
(4) 燃料設備	—	○
イ ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	—	○
ロ 容器	—	○
・常設	—	○
a. 軽油貯蔵タンク	—	○
ニ 主配管	—	○
・常設	—	○
(5) 発電機	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
イ 発電機	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機	○	—
ロ 励磁装置	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機励磁装置	○	—
ハ 保護継電装置	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機保護継電装置	○	—
ニ 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
(6) 冷却設備	○	—
ロ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	○	—
ハ ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ	○	—
ホ 主配管	○	—
・常設	○	—
2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置	○	—
(2) 内燃機関	○	—
イ 機関及び過給機	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関	○	—
ロ 調速装置及び非常調速装置	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機調速装置	○	—
b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機非常調速装置	○	—
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ	○	—
ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備	○	—
1 空気だめ	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめ	○	—
2 空気だめの安全弁	○	—
・常設	○	—
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
(4) 燃料設備	—	○
イ ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	—	○
ロ 容器	—	○
・常設	—	○
a. 軽油貯蔵タンク	—	○
ニ 主配管	—	○
・常設	—	○
(5) 発電機	○	—
イ 発電機	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	—
ロ 励磁装置	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機励磁装置	○	—
ハ 保護継電装置	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機保護継電装置	○	—
ニ 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
(6) 冷却設備	○	—
ロ ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	○	—
ハ ろ過装置	○	—
・常設	○	—
a. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ	○	—
ホ 主配管	○	—
・常設	○	—
2.3 常設代替高圧電源装置	—	○
(2) 内燃機関	—	○
イ 機関及び過給機	—	○
・常設	—	○
a. 常設代替高圧電源装置内燃機関	—	○
ロ 調速装置及び非常調速装置	—	○
a. 常設代替高圧電源装置調速装置	—	○
b. 常設代替高圧電源装置非常調速装置	—	○
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	—	○
・常設	—	○

項目	第一回補正	第二回補正
a. 常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ	—	○
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	—	○
・常設	—	○
a. 常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク	—	○
(4) 燃料設備	—	○
イ ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ	—	○
ロ 容器	—	○
・常設	—	○
a. 軽油貯蔵タンク	—	○
ニ 主配管	—	○
・常設	—	○
(5) 発電機	—	○
イ 発電機	—	○
・常設	—	○
a. 常設代替高圧電源装置	—	○
ロ 励磁装置	—	○
・常設	—	○
a. 常設代替高圧電源装置励磁装置	—	○
ハ 保護継電装置	—	○
a. 常設代替高圧電源装置保護継電装置	—	○
ニ 原動機との連結方法	—	○
(直結)	—	○
2.4 緊急時対策所用発電機	○	○
(2) 内燃機関	○	○
イ 機関及び過給機	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所用発電機内燃機関	○	—
ロ 調速装置及び非常調速装置	○	—
a. 緊急時対策所用発電機調速装置	○	—
b. 緊急時対策所用発電機非常調速装置	○	—
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ	○	—
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	—	○
・常設	—	○
a. 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク	—	○
(4) 燃料設備	—	○

項目	第一回補正	第二回補正
イ ポンプ	—	○
・常設	—	○
a. 緊急時対策所用発電機給油ポンプ	—	○
ロ 容器	—	○
・常設	—	○
a. 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	—	○
ニ 主配管	—	○
・常設	—	○
(5) 発電機	○	—
イ 発電機	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所用発電機	○	—
ロ 励磁装置	○	—
・常設	○	—
a. 緊急時対策所用発電機励磁装置	○	—
ハ 保護継電装置	○	—
a. 緊急時対策所用発電機保護継電装置	○	—
ニ 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
2.5 可搬型代替低圧電源車	○	—
(2) 内燃機関	○	—
イ 機関及び過給機	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車内燃機関	○	—
ロ 調速装置及び非常調速装置	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車調速装置	○	—
b. 可搬型代替低圧電源車非常調速装置	○	—
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車冷却水ポンプ	○	—
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車燃料タンク	○	—
(4) 燃料設備	○	—
ロ 容器	○	—
・常設	○	—
a. 可搬型設備用軽油タンク	○	—
・可搬型	○	—
a. タンクローリ	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
二 主配管	○	—
・可搬型	○	—
(5) 発電機	○	—
イ 発電機	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車	○	—
ロ 励磁装置	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車励磁装置	○	—
ハ 保護継電装置	○	—
a. 可搬型代替低圧電源車保護継電装置	○	—
二 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
2.6 可搬型窒素供給装置用電源車	○	—
(2) 内燃機関	○	—
イ 機関及び過給機	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車内燃機関	○	—
ロ 调速装置及び非常调速装置	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車调速装置	○	—
b. 可搬型窒素供給装置用電源車非常调速装置	○	—
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車冷却水ポンプ	○	—
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンク	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車燃料タンク	○	—
(4) 燃料設備	○	—
ロ 容器	○	—
・常設	○	—
a. 可搬型設備用軽油タンク	○	—
・可搬型	○	—
a. タンクローリ	○	—
二 主配管	○	—
・可搬型	○	—
(5) 発電機	○	—
イ 発電機	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
口 励磁装置	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車励磁装置	○	—
ハ 保護継電装置	○	—
a. 可搬型窒素供給装置用電源車保護継電装置	○	—
ニ 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
3 その他の電源装置	○	○
3.1 その他の電源装置	○	○
(1) 無停電電源装置	○	—
・常設	○	—
a. 非常用無停電電源装置	○	—
b. 緊急用無停電電源装置	○	—
・可搬型	○	—
a. 可搬型整流器	○	—
(2) 電力貯蔵装置	○	○
・常設	○	—
a. 125V系蓄電池	○	—
b. 中性子モニタ用蓄電池	○	—
c. 緊急用125V系蓄電池	○	—
d. 緊急時対策所用125V系蓄電池	○	—
・可搬型	—	○
a. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池	—	○
4 非常用電源設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 非常用電源設備の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
5 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
2 常用電源設備	○	○
1 発電機	○	—
(1) 発電機	○	—
a. 発電機	○	—
(2) 励磁装置	○	—
a. 主励磁置	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
b. 副励磁置	○	—
(3) 保護継電装置	○	—
a. 発電機	○	—
(4) 原動機との連結方法	○	—
(直結)	○	—
3 遮断器	○	—
(1) 遮断器	○	—
a. 線路用275kVシヤ断器	○	—
(2) 保護継電装置	○	—
a. 線路用275kVシヤ断器	○	—
4 常用電源設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 常用電源設備の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
5 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
3 補助ボイラー	○	○
15 ボイラーの基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
16 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
4 火災防護設備	○	○
1 火災区域構造物及び火災区画構造物	○	—
a. 原子炉建屋	○	—
b. タービン建屋, 廃棄物処理建屋	○	—
c. 海水ポンプ室	○	—
d. 固体廃棄物作業建屋, 固体廃棄物貯蔵庫, 使用済燃料乾式貯蔵建屋	○	—
e. 常設代替高圧電源装置置場, 軽油貯蔵タンクエリア	○	—
f. 緊急時対策所建屋	○	—
g. 常設低圧代替注水系格納槽, 格納容器圧力逃がし装置格納槽, 緊急用海水取水	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
2 消火設備	○	—
2.1 消火系	○	—
(1) ポンプ	○	—
・常設	○	—
a. 電動機駆動消火ポンプ	○	—
b. 構内消火用ポンプ	—	○
c. ディーゼル駆動消火ポンプ	○	—
d. ディーゼル駆動構内消火ポンプ	—	○
(2) 容器	○	—
・常設	○	—
a. ハロンボンベ	○	—
b. 二酸化炭素ボンベ	○	—
c. ろ過水貯蔵タンク	○	—
d. 多目的タンク	○	—
(5) 主配管	○	—
・常設	○	—
3 火災防護設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 火災防護設備の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
4 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
5 浸水防護施設	○	○
1 外郭浸水防護設備	○	—
a. 防潮堤(鋼製防護壁)	○	—
b. 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)	○	—
c. 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)	○	—
d. 防潮扉1	○	—
e. 防潮扉2	○	—
f. 放水路ゲート1, 2, 3	○	—
g. 構内排水路逆流防止設備1, 2, 3, 4, 7, 8, 9	○	—
h. 構内排水路逆流防止設備5, 6	○	—
i. 取水路点検用開口部浸水防止蓋1, 10	○	—
j. 取水路点検用開口部浸水防止蓋2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	○	—
k. 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁1, 2	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
l. 取水ピット空気抜き配管逆止弁1, 2, 3	○	—
m. 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3	○	—
n. SA用海水ピット開口部浸水防止蓋1, 2, 3, 4, 5, 6	○	—
o. 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋	○	—
p. 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	○	—
q. 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	○	—
r. 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	○	—
s. 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	○	—
t. 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA	○	—
u. 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチB	○	—
v. 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	○	—
w. 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B	○	—
x. 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	○	—
y. 原子炉建屋原子炉棟水密扉	○	—
z. 原子炉建屋付属棟東側水密扉	○	—
aa. 原子炉建屋付属棟西側水密扉	○	—
ab. 原子炉建屋付属棟南側水密扉	○	—
ac. 原子炉建屋付属棟北側水密扉1	○	—
ad. 原子炉建屋付属棟北側水密扉2	○	—
2 内郭浸水防護設備	○	—
(1) 防水区画構造物	○	—
a. 原子炉建屋原子炉棟水密扉	○	—
b. 原子炉建屋付属棟東側水密扉	○	—
c. 原子炉建屋付属棟西側水密扉	○	—
d. 原子炉建屋付属棟南側水密扉	○	—
e. 原子炉建屋付属棟北側水密扉1	○	—
f. 原子炉建屋付属棟北側水密扉2	○	—
g. 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	○	—
h. 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	○	—
i. 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA	○	—
j. 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチB	○	—
k. 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	○	—
l. 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B	○	—
m. 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	○	—
n. 原子炉建屋(区画分離壁)	○	—
o. 原子炉建屋残留熱除去系A系ポンプ室水密扉	○	—
p. 原子炉建屋原子炉隔離時冷却系室北側水密扉	○	—
q. 原子炉建屋原子炉隔離時冷却系室南側水密扉	○	—
r. 原子炉建屋高圧炉心スプレイ系ポンプ室水密扉	○	—

項目	第一回補正	第二回補正
s. 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋1, 2, 3	○	—
3 浸水防護施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 浸水防護施設の主要設備リスト	○	—
表2 浸水防護施設の兼用設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
4 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
6 補機駆動用燃料設備	○	○
1 燃料設備	○	○
(2) 容器	○	○
・常設	○	○
a. 可搬型設備用軽油タンク	○	—
b. ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク	—	○
・可搬型	○	—
a. タンクローリ	○	—
b. 可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンク	○	—
c. 可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク	○	—
(4) 主配管	○	○
・常設	—	○
a. ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料配管	—	○
・可搬型	○	—
(タンクローリ用ホース)	○	—
2 補機駆動用燃料設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 補機駆動用燃料設備の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
3 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
7 非常用取水設備	○	○
1 取水設備	○	○

項目	第一回補正	第二回補正
a. 取水構造物	—	○
b. 貯留堰	—	○
c. SA用海水ピット取水塔	○	—
d. 海水引込み管	○	—
e. SA用海水ピット	○	—
f. 緊急用海水ポンプピット	○	—
g. 緊急用海水取水管	○	—
2 非常用取水設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 非常用取水設備の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
3 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○
9 緊急時対策所	○	○
1 緊急時対策所機能	○	—
2 緊急時対策所の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	○	○
(1) 基本設計方針	○	○
表1 緊急時対策所の主要設備リスト	○	—
(2) 適用基準及び適用規格	—	○
3 設計及び工事に係る品質管理の方法等	○	○
(1) 品質保証の実施に係る組織	○	○
(2) 保安活動の計画	○	○
(3) 保安活動の実施	○	○
(4) 保安活動の評価	○	○
(5) 保安活動の改善	○	○